

新学習指導要領における聴覚特別支援学校（聾学校）高等部国語科の 評価規準の研究 2

—平成30年告示高等学校学習指導要領の評価規準と聾学校高等部国語科の評価規準の現状と課題—

高田直子（愛知教育大学大学院特別支援教育科学専攻）

岩田吉生（愛知教育大学特別支援教育講座）

要約 「新学習指導要領における聴覚特別支援学校（聾学校）高等部国語科の評価規準の研究1」では、平成11年告示、平成21年告示の学習指導要領における評価規準についてまとめた。本論文では、平成30年告示学習指導要領における学習評価の考え方を踏まえ、聾学校高等部国語科における評価規準の現状と課題について検討する。聴覚障害生徒に対する教科指導については、「9歳の壁」などに見られるように、現在も多くの課題がある。このような現状を踏まえ、新しい学習指導要領の国語科の科目の再編成や、重視される内容の変更などに対応した評価規準を早急に検討していくことが必要である。

キーワード：新学習指導要領、評価規準、国語科、聾学校高等部、発達障害

1. 平成30年改訂高等学校学習指導要領における評価規準

1-1. はじめに

高田・岩田（2020）「新学習指導要領における聾学校高等部国語科の評価規準の研究1」の論文で、平成11年告示学習指導要領及び21年告示学習指導要領における評価規準について検討をした。本論文では、平成30年改訂高等学校学習指導要領における評価規準及び聾学校高等部国語科における評価規準の現状と課題についてまとめていく。尚、本論文では、「聴覚特別支援学校」のことを、基本的に「聾学校」と表記することとする。

平成30年の改訂で、学習指導要領の目標及び内容が、資質・能力の三つの柱（「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理されている。平成31年1月21日付中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会での「児童生徒の学習評価の在り方（報告）」では、2020年度以降に順次実施される新学習指導要領の下での学習評価の在り方について、基本的な考え方や改善の方向性が記述されているが、特に新しく記載されたと思われる部分を中心に、以下にまとめてみた。

1-2. 新学習指導要領の学習評価についての基本的な考え方

各学校における教育活動は、学習指導要領に従い、地域や児童生徒や地域の実態を踏まえて編成された教育課程の下で作成された年間指導計画に基づく授業を展開し、日々の授業の下で、生徒の学習状況を評価したり教師の指導改善を図ったりしている。「学習指導」と「学習評価」は教育活動の根幹であり、教育課程に

基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラムマネジメントの中核的な役割を担っている。また、特に指導と評価の一体化の観点からは、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質、能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っているとしている。

1-3. 学習評価の基本的な枠組みと改善の方向性

（1）観点別学習状況評価の改善について

今回の改訂では各教科の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力に再整理したことを踏まえ、観点別評価についても、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点について、学習指導要領に示す目標に準拠した評価として三段階により実施する。

（2）「主体的に学習に取り組む態度」の評価について

「学びに向かう力、人間性等」には、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価を通じて見取ることができると、観点別評価になじまない、個人内評価を通じて見取る部分があることに留意が必要である。また、「学びに向かう力、人間性等」の涵養を図ることは、生涯にわたり学習する基盤を築くために、非常に重要な要素である。そのため、「主体的に学習に取り組む態度」の評価とそれに基づく学習や指導の改善を考える際にも、生涯にわたり学習する基盤を培うという視点をもつことが重要である。これらのことを踏まえ、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に際しては、発言など性格や行動面の傾向を評価するだけでなく、知識・技能を身に付けることや自らの学習状況を把握し、調整しながら学ぼうとする意思的な側面を評価することが重要である。現行の「関心・意

欲・態度」の評価も、各教科等の学習内容に関心をもちつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって態度として評価することを本来の趣旨にしているが、この点を今回も改めて強調するものである。

(3) 障害のある児童生徒など特別な配慮を必要とする児童生徒に関わる学習評価について

「国立教育政策研究所教育課程センター 評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料 第1編総説 平成24年7月」には、「目標に準拠した学習評価による観点別評価のメリット」の箇所に、「現在、高等学校には多様な特性をもった生徒が在籍しており(中略)全ての生徒に確かな学力を身に付けさせるには、適切な目標を設定して(後略)」とある。今回の改訂では、「障害のある生徒など特別な配慮を必要とする」という記述に変わり、他にも障害のある生徒だけでなく、日本語の習得に困難がある児童生徒、不登校の児童生徒についても、個々の児童生徒の状況に応じた評価方法の工夫改善を通じて、各教科の目標や内容に応じた学習状況を把握し、指導や学習の改善に生かしていくことを基本に、それぞれの実態に応じた対応が求められている。

また、障害のある児童生徒の学習評価については、障害の状態等に応じた指導と配慮を及び評価を適切に行うことを前提にしつつ、以下の観点を示されている。

- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科についても、文章記述という考え方を維持しつつ、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れる。
- 個別の指導計画に基づく評価等と指導要録との関係を整理し、指導に関する記録の大幅な簡素化を行う。
- 様々な実態の生徒に対して学習状況を多角的に評価するために各教科の目標に準拠した評価による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできるPDCAサイクルを確立することが提言されている。

(4) 指導要録の改善について

指導要録について、これまで高等学校では、従前の形式を継続、踏襲し、観点別学習状況の観点の記載はされてこなかったが、観点別学習状況の評価が行われてきたところである。しかし、地域や学校によって、その取組には差があり、形骸化している場合もあると指摘されている。(平成29年文部科学省委託調査「学習指導及び学習評価に対する意識調査報告書」による)そのため、今回の改定では、高等学校における観点別学習状況の評価を更に充実させ、評価の質を高める観点から、今後国が発出する学習評価及び改善等にかかる通知の「高等学校及び特別支援学校高等部の指

導要録に記載する事項等」において、観点別学習状況の評価にかかる説明を充実するとともに、指導要録の参考様式に記載欄を設けることとしている。

2. 平成21年告示学習指導要領と平成30年告示学習指導要領における評価規準の比較について

前回の平成21年告示学習指導要領の改訂の評価規準については、平成11年告示の学習指導要領の考え方を踏襲し、観点別学習状況の評価についても一層の充実を図る方向性で取り組まれており、内容や方向性について大きな転換はなかった。また、指導要録についても、従前を踏襲し、観点別学習状況の記載はされなかった。

しかし、平成30年告示の学習指導要領では、その目標及び内容が、資質・能力の三つの柱(①「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」、②「生きて働く知識・技能の習得」、③「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」)で再整理された。このことから、各教科における観点別学習状況の観点については、特に「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、端的な発言や性格面での表出や行動だけではなく、「自らの学習状況を把握し、調整しながら学ぼうとする意思的な側面」を積極的に評価するという方向性が見られる。更に、観点別学習状況の評価の改善については、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」答申の中で、「資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、(中略)論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い(中略)など多様な活動に取り組みせるパフォーマンス評価などを取り入れ、(中略)多面的・多角的な評価を行っていく必要がある」と強調している。また、障害のある児童生徒、特別な配慮を必要とする児童生徒の学習評価や個別の指導計画と指導要録との関係の整理について言及があることが特徴であると考えられる。高等学校の指導要録についても初めて観点別学習状況が記載されることになり、今回の改定では、評価の質を高めるために様々な側面での改善提案がされている。

3. 聾学校高等部の国語科教育の課題

3-1. 聴覚障害児教育における「9歳の壁」

聴覚障害児教育における教科指導については、現在も多くの課題がある。脇中(2009, 2013)は、以下のように述べている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
「聴覚障害児教育界における、『9歳の壁』という言

葉は、東京教育大学付属聾学校校長・萩原浅五郎氏が、1964年『ろう教育』誌の中で『9歳の峠』と表現したのが始まりとされている。同年に発行された京都府立京都聾学校研究紀要によると、標準学力検査を高等部生徒に実施したところ、偏差値の平均が50を切り始めるのは、算数は小6用のテストから、社会は小5用のテストからであり、国語は小3のテストですでに50を切り、理科は小4のテストですでに50を切っていたということである。そして、『ろう児の知的な能力が9才のまま、あるいは9才あまりで停滞するといわれる一般論を裏書きしていた』と記されている。

現在も聾学校に在籍する多くの聴覚障害児の学力の実態は、小学校低学年までの学習は何とかできて、小学校高学年以降の教科学習が困難な現象が多く見られる。この9歳という時期は、ピアジェ (Piaget) の言う『具体的操作期』から『形式的操作期』へ移行する時期と重なっている。形式的操作期に入ると具体物を離れ、形式的・抽象的な操作を伴う思考や、「もし～ならば～」という仮説演繹推理ができるようになると言われている。

小学校3年生ごろまでの学習は、生活中心の内容であり、目で見て経験しながら学ぶことが中心で、具体的思考を伴いながら学ぶ生活言語の習得期である。しかし、小学校4年生以降は、本格的な教科学習が始まり、目で見て経験することができず、実験による検証、資料を読んで論理的に物事を理解していく学びが中心となり、抽象的な内容を伴う学習言語の習得期に入っていく。多くの聾学校の児童生徒の小学校高学年以降の各教科のテストに現れる学力は、この学習言語の習得のつまずきが密接に関係していると考えられる。例えば、聴覚障害児にとって、「お金」「硬貨」などの具体的な言葉の理解は容易でも、「保険料」「資産運用」などの言葉で意味を説明する必要がある抽象度の高い語句の理解や使用が難しい。

聾学校では、小学部・中学部・高等部の児童生徒に対して「学年に対応した教科指導」、いわゆる「準ずる教育」を行っている。しかし、実際は聾学校のどの学部でも聴覚障害児に対して、該当学年の教科書を使用した授業を展開するために、教員は教科および単元の内容に応じて、丁寧な配慮や、子どもの実態に合わせた手立ての工夫が必要な現状がある。

聾学校に在籍する聴覚障害児の教科指導においては難しい課題が山積する現状ではあるが、聾学校高等部国語科においても学習指導要領の改訂を受けて、指導内容や評価規準についても新しいものを考えていく必要がある。聴覚障害のある生徒に対して国語科の教科指導を行う中で、現状の教科書の内容を説明する「読解中心の講義型の授業」から、今後は「主体的な表現等が重視された授業」、つまり「話し合いや論述等の

指導」を行いながら「話すこと・聞くこと」、「書くこと」の領域の学習を効果的に進めていく必要がある。その際には、「9歳の壁」の課題を抱える聾学校高等部の生徒の実態に応じて、国語科教育における指導上の配慮や手立てをふまえ、年間指導計画や評価規準を考えていくことが肝要となる。

3-2. 聾学校の通常の学級に在籍する発達障害が疑われる児童生徒の実態について

平成24年12月5日付の文部科学省初等中等教育局特別支援課「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」によると、小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の中で「知的な遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた割合」は全体の6.5%となっている。通常の学級で1学級の規模が40人学級ならば、発達障害が疑われる児童生徒が2.6人程度に在籍することとなる。

一方、濱田 (2014) によると、聴覚障害は言語や対人関係・社会性などの発達上の課題をもたらすため、聴覚障害児におけるSLD、ADHD、ASDなどの発達障害の有無が判断しにくく、従来はその実態や支援方法が検討されてこなかった。そこで、平成19年度に、濱田 (2007) は聾学校小学部の通常の学級を対象に全国調査を行った。全国の聾学校100校中79校から回答があり、その中から明らかな重複障害児や、家庭での言語環境が外国語である児童の数を母数から除き、1210名を有効回答として結果を分析した。

その結果、知的障害がない小学部の児童の中で、SLDなどの学習面で著しい困難を示す子どもは398人 (32.9%) であった。以下に、表1「聾学校小学部の通常の学級に在籍する児童の学習上の困難の内訳」について示す。この表は、小学部の聴覚障害のある児童の学習上の困難のタイプにより6つの群に分けたものである。

表1. 聾学校小学部の通常の学級に在籍する児童の学習上の困難の内訳

領域	割合	人数
聞く	15.7%	190名
話す	14.1%	171名
読む	16.4%	198名
書く	9.6%	116名
計算する	15.2%	184名
推論する	10.2%	124名

また、聾学校小学部の児童1210名のうち、ADHDなどの「不注意」、「多動性・衝動性」に著しい困難を示す児童は122名 (10.1%) であった。「不注意のみ」では6.4%が、「多動性・衝動性のみ」では1.2%、両方の傾向がある児童が2.6%であった。

さらに、ASDなどの「対人関係やこだわり等」に著しい困難を示す児童は82名(6.8%)であった。この数字は、聴児の調査(文部科学省, 2012)では1.3%であり、聴覚障害児はその5.2倍であった。

3-3. 聾学校高等部生徒の実態と国語教育における課題

文部科学省の調査(2012)の結果では小中学校の通常の学級における「知的な遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合」は全体の6.5%であるが、聾学校小学部の通常の学級では32.9%と、その割合は5倍以上となっている。聾学校小学部の通常の学級では、在籍児童の全体の3分の1以上の聴覚障害児が「知的障害はないが、学習面で著しい困難を示す」という結果が見られるということである。濱田(2014)の調査は聾学校小学部の通常の学級に在籍する児童を対象にされたものであるが、現在の聾学校高等部の通常の学級の生徒においても同様の傾向があることを認識して、教科における指導や評価の工夫を進めていく必要があると考える。

筆者が勤務するA聾学校高等部でも、担当する当該学年には発達障害の診断があり、服薬など医療的な支援を受けている生徒や、発達障害の診断はされていないが、その傾向が見られ、学習や行動面で様々な困難に直面をしている生徒がいる。発達障害の診断がなされている生徒は、対人関係やコミュニケーション面の困難もあり、授業場面での話し合い活動・発表では自分の考えを表出しにくい姿が頻繁に現れている。また、発達障害の困難を抱える生徒は、学習活動の中で多くの困り感を抱えており、特に書字の視写に課題が多く、カタカナや漢字を誤って書き写したりすることなどの様子がよく見受けられる。聾学校高等部の生徒においても、筆者が指導する聴覚障害のある生徒の中に一定数の学習上の困難を抱える者がおり、国語科の授業においても生徒の困難に対して配慮を行う必要性が高いことを認識しなくてはならない。

4. 新学習指導要領を踏まえた聾学校国語科の評価規準について

筆者が勤務しているA聾学校は、職業科を主体とした中学部と高等部本科及び高等部専攻科からなる聾学校であり、私は現在、高等部本科の国語科の指導を担当している。中学部生徒の在籍数25名に比べ、高等部生徒の在籍数は84名と規模が大きく、在籍する生徒も所属する教員も多い。その中でも高等部の国語科の教員は8名と多くいる。このような状況の中で、適切に国語科の指導目標について国語科教員一同が共通理解し、生徒への学習指導を展開していくことが必要になってくる。

上記の3-1, 3-2で述べたように、聾学校に在

籍する児童生徒の多くは「9歳の壁」に見られるような学習言語の獲得や抽象的な概念の操作に課題がある他、知的障害がないにも関わらず発達障害などの特性がある割合が高く、特に学習面で著しい困難を示す傾向にあったりする生徒が一定数いることが伺われることが分かった。

これらの傾向を踏まえ本研究では、学習指導要領の改訂に伴う、全国の聾学校高等部の国語科の授業実践の現状と、評価基準の動向を調査する。その上で、新学習指導要領の下での聴覚特別支援学校高等部国語科の授業の在り方や、授業実践に対応する適切な評価規準の内容を検討していくべきであると考ええる。

表2は、聾学校に在籍する生徒の実態への配慮を踏まえて考案した評価規準の例である。

表2. 聾学校国語科における評価規準の例

関心・意欲・態度	<ul style="list-style-type: none"> ・話している相手を見ているか、傾聴している(手話、音声言語等)。 ・初めて習う語彙や表現について、わからないことを積極的に調べたり質問したりする。
話す・聞く	<ul style="list-style-type: none"> ・発言するときは、音声、手話、指文字など聞く人を意識したコミュニケーションモードを用いて、わかりやすく説明している。 ・教師や他の生徒が話す内容を的確に聞き(読み取り)解釈している。 ・教師や他の生徒が話す内容を的確に聞き、(読み取り)解釈した上で意見を述べる。
知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・友達の意見や授業のまとめを書記日本語で的確に書かかれている。 ・学習した語彙や修辞法を用いて、作文などの文章を書いている。

上記の聾学校国語科における評価規準は、あくまでも筆者の試案である。今後は、全国の聾学校高等部の国語科の教員の意見を踏まえた上で、新学習指導要領と聾学校高等部の生徒の実態に合わせた国語科の評価規準を検討していく必要がある。

5. 今後の課題

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部「児童生徒の学習評価の在り方」(報告)(平成31年1月)によると、今後国立教育政策研究所が作成する「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」(以下参考資料)については、「現行の参考資料のように評価規準の設定例を詳細に示すのではなく、各教科の特質に応じて、学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の手順を示すことを基本とする」、「(前略)参考資料に示す事例を参考にしつつも各学校において創意工夫ある学習指導や学習評価が行われるよう、その柔軟性に配慮した取扱いや周知を考えることも併せて重要である」と記載されている。このよう

に、新しい学習指導要領における評価規準の設定については、今後出される参考資料を踏まえながらも、従来よりも学校の実態に合わせ創意工夫、改善していくことが求められている。

聾学校高等部の国語科の評価規準を考えるにあっても、新しい学習指導要領における高等学校国語の科目の再編成や各特性を踏まえ、在籍する生徒がもつ学習上の困難に配慮した指導内容を考えていかなければならない。それらを踏まえ、様々な学習活動や定期試験等について、具体的な評価規準を作成するために早速検討を行っていく必要がある。

6. 引用文献

中央教育審議会初等中等教育分科会（2019） 教育課程部会 児童生徒の学習評価の在り方について（報告）（平成31年1月）
 濱田豊彦（2014） 発達障害を合併する聴覚障害児の鑑別と指導法の開発に関する研究（平成26年6月）
 文部科学省（2012） 国立教育政策研究所 教育課程センター 評価規準の作成，評価方法の工夫改善のための参考資料第1編 総説（平成24年7月）
 文部科学省初等中等教育局特別支援課（2012） 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な

教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について（平成24年12月）
 文部科学省委託調査（2017） 学習指導及び学習評価に対する意識調査報告書（平成29年）
 文部科学省（2018） 国語編 高等学校学習指導要領 解説.
 文部科学省（2019） 国立教育政策研究所教育課程センター 学習評価の在り方ハンドブック高等学校編（令和元年6月）
 大鹿綾，濱田豊彦，稲葉啓太，渡部杏菜（2011） 聴覚障害児への発達障害児チェックリストと教員の印象評価との比較検討（平成23年）
 三省堂（2017） 明解国語総合 評価規準 30.
 高田直子・岩田吉生（2020） 新学習指導要領における聾学校高等部国語科の評価規準の研究1，障害者教育・福祉学研究，16，00-00，愛知教育大学特別支援教育講座
 脇中起余子（2009） 聴覚障害児教育 これまでとこれから コミュニケーション論争・9歳の壁・障害認識を中心に，第8章・第1節，126-130，北大路書房.
 脇中起余子（2013） 「9歳の壁」を越えるために 生活言語から学習言語への移行を考える，第1章，1-2，北大路書房.